



### 京都府 全9件

■都道府県：京都府

■自治体名：京都市

【名称】京都市市街地景観整備条例

【制定】昭和47年4月20日(最終改正 平成22年12月22日)

【対象】建物に付属するもので外観に影響するもの全て、単独で外部に設置するもの全て

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出, 事前相談 ※規制区域や規模によって、認定申請または届出が必要な場合、また、手続きが不要な場合がある。(内容によっては、事前相談も受け付けている。)

【概要】本市固有の趣ある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることを鑑み、建築部及び工作物(建築物を除く。以下に同じ。)の位置、規模、形態及び意匠の制限並びに植栽等に関する事項その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成及び保全に資するとともに、当該景観を将来の世代に継承することを目的に制定された。

■都道府県：京都府

■自治体名：京都市

【名称】建築物等のデザイン基準

【制定】平成23年4月

【対象】建物に付属する全て、単独で外部に設置するもの全て

【内容】景観の保全

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出, 事前相談 ※規制区域や規模によって、認定申請または届出が必要な場合、また、手続きが不要な場合がある。(内容によっては、事前相談も受け付けている。)

■都道府県：京都府

■自治体名：京都市

【名称】京都市眺望景観創生条例

【制定】平成19年3月23日(最終改正 平成22年12月22日)

【対象】建物に付属するもので外観に影響するもの全て、単独で外部に設置するもの全て

【内容】景観の保全

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出, 事前相談 ※規制区域や規模によって、認定申請または届出が必要な場合、また、手続きが不要な場合がある。(内容によっては、事前相談も受け付けている。)

【概要】特定の視点場から特定の視対象を眺めるときに視界に入る建築物等の高さ、形態及び意匠について必要な事項を定めることにより、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これからの将来の世代に継承することを目的に制定された。

■都道府県：京都府

■自治体名：京都市

【名称】太陽光パネルの景観に関する運用基準※ - -の太陽光パネルに特化した運用基準

【制定】2014年9月4日

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出, 事前相談 ※規制区域や規模によって、認定申請または届出が必要な場合、また、手続きが不要な場合がある。(内容によっては、事前相談も受け付けている。)

## 京都府 全9件

### ■都道府県：京都府

#### ■自治体名：京都市

【名称】(1)京都市風致地区条例(2)同条例施行規則(3)特別修景地域に適用する許可基準(4)京都市風致区条例による許可基準の解釈と運用(平成25年12月版)

【制定】(1)昭和45年4月9日(最終改正 平成23年11月11日)(2)昭和45年5月8日(最終改正 平成25年12月16日)(3)告示 平成19年(4)平成25年12月

【対象】「建築物の屋根を太陽光等で葺く場合」「建築物の屋根の上に太陽光等を置く場合」、「地上に工作物を設置する場合」には、条例に規定する許可基準への適合が必要。

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】都市の自然的景観を維持し、緑豊かな生活環境を形成することを目的として、京都三山やその裾野の地域を主として昭和5年に初めて風致地区の指定を行い、昭和45年に条例を制定された。

### ■都道府県：京都府

#### ■自治体名：京都市

【名称】(1)京都市自然風景保全条例、(2)同条例施行規則、(3)自然風景条例に基づく許可の審査基準

【制定】平成19年3月23日(最終改正 兵士絵22年12月22日)

【対象】一定規模以上の伐採を伴って、現状変更を行う場合は、森林を保全するために規定する許可等基準への適合が必要)

【内容】自然環境の保全、景観の保全

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】本市の市街地からその背景として眺望される緑豊かな山並みが、長い歴史を通じて我が国の文化をはぐくんできた京都の町及びこれを流れる川と一体になって山紫水明と形容される特有の優れた都市の風景を形成しており、その山並みの風景(以下、「自然風景」という。)が、市民にとって日常生活の中で親しく見慣れてきた風景としてかけがえのないものであるとともに、すべての国民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、自然風景の保全に関し必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全に資するとともに、自然風景を将来の世代に継承することを目的として制定された。

### ■都道府県：京都府

#### ■自治体名：福知山市

【名称】福知山市開発行為に関する指導要綱

【制定】昭和48年6月1日制定

【対象】太陽光

【内容】災害対策(雨水流出抑制)

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】福知山市では、平成25・26年の2年連続で台風と豪雨による大規模な浸水被害と土砂崩れに見舞われたことから、メガソーラー等1,000以上の土地利用に際し、雨水貯留施設を設けて、雨水流出を抑制することを当指導要綱に盛り込み、平成27年7月1日に改正した。

## 京都府 全9件

■都道府県：京都府

■自治体名：宇治市

【名称】「宇治市景観計画」及び「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」

【制定】2008年4月1日

【対象】太陽光, 風力, 建築物又は工作物全般

【内容】景観の保全

【法令根拠】景観法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】本市では、平等院の借景に高層マンションが建設され、景観が著しく損なわれたことを契機として、平成14年に「宇治市都市景観条例」を施行し、「宇治市景観形成基本計画」を策定したその後、平成16年に「景観法」が制定されたため、同法に基づき景観行政団体となり、平成20年4月、「宇治市景観計画」を策定し、「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を制定し、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然環境が調和したふるさと宇治の良好な景観形成を推進している。本市の景観計画では、市内全域を景観計画区域に指定し、特に景観に配慮した区域として、中宇治地区、白川地区、黄檗地区を景観計画重点区域として指定している。

■都道府県：京都府

■自治体名：宇治市

【名称】宇治市風致地区条例

【制定】2015年4月1日

【対象】太陽光, 風力, 建築物又は工作物全般

【内容】景観の保全

【法令根拠】都市計画法

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】本条例は、平成27年度より京都府から本市に権限移譲されたことから制定されたものである。本条例は、良好な自然環境を保持している区域、史跡、神社仏閣等がある歴史的町並みを有する区域（風致地区）の規制・誘導を図るもので、本市においては、黄檗風致地区、三室戸風致地区、宇治風致地区、宇治特別風致地区の4地区が風致地区に指定されている。再生可能エネルギー施設の設置に当たっては、本市の作成する「許可基準の解説及び運用」において運用に努めている。